

介護予防支援の指定対象拡大に伴う利用契約手続き等に係るQ & A

No.	質問項目	質問内容	回答
1	改正内容	どのような改正が行われたのですか。	本年４月（川崎市においては６月）から、要支援者に行う介護予防支援について、介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから委託を受けずに実施できるようになりました。
2	実施方法	要支援者全てに対するケアプラン作成業務を行うことができますか。	要支援１・２の方が対象となるのは介護予防支援（※１）のみです。そのため、介護予防ケアマネジメント（※２）については、引き続き、地域包括支援センター（居宅介護支援事業所が委託を受けて行うものも含む。）のみが実施できます。 なお、事業対象者は介護予防ケアマネジメントのみのため対象外です。 ※１ 「予防給付のみ」又は「予防給付と総合事業」のサービス利用者に係るケアプラン作成業務 ※２ 「総合事業のみ」のサービス利用者に係るケアプラン作成業務
3	実施方法	介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合の単位数は何単位ですか。	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合は１月につき４７２単位です。 なお、地域包括支援センターが介護予防支援を行う場合（居宅介護支援事業所に委託する場合を含む。）は１月につき４４２単位です。
4	実施方法	地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託はできなくなりますか。	介護予防支援の指定の有無にかかわらず、これまでどおり、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託により介護予防支援を実施することができます。
5	実施方法	介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所から他の居宅介護支援事業所に委託することはできますか。	できません。居宅介護支援事業所への委託ができるのは地域包括支援センターのみです。
6	実施方法	介護予防支援事業者の指定を受けることで、ケアプラン作成業務以外で事業所の業務量は増えますか。	これまで地域包括支援センターが行っていた給付管理についても、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が行うこととなります。 なお、問４に記載のとおり、指定を受けている場合でも地域包括支援センターから業務の一部を受託することができますので、この場合については、給付管理は引き続き地域包括支援センターが行うこととなります。

No.	質問項目	質問内容	回答
7	利用者との契約	地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を行っている居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合、指定を受けた後の介護予防サービス計画作成に係る利用者との契約はどうすればよいですか。	<u>当該利用者について、地域包括支援センターから委託を受けずに介護予防支援を行う場合は、利用者と契約する必要があります。</u> <u>問2に記載のとおり、利用するサービスが月によって異なることで、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の切り替えが発生する場合があることを想定し、予め、利用者、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの3者で契約とすることで、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの切り替え時の契約手続きの漏れを未然に防止することができます。</u> <u>3者で契約を行う場合の契約書ひな型の参考様式については、本市ホームページに掲載しておりますので、各事業者の判断にて適宜修正の上、御活用ください。</u> <u>なお、3者での契約ではなく、利用者と介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所の間で契約すること可能ですが、「介護予防ケアマネジメント」に切り替える場合には、新たに利用者と地域包括支援センターとの間で契約する必要がありますので御留意ください。</u>
8	利用者との契約	問7の場合において、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出は必要ですか。	<u>利用者、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの3者契約を行う場合であっても、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の切り替えが発生する場合には、その都度、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要です。</u>